

## 《論 説》

## 著作権登録制度の現状と課題

—— 日米の制度比較による提言 ——

張 睿 暎

## 1. はじめに

急速なデジタル化・ネットワーク化の進展は、知的財産の保護や活用に関する状況にも大きな変化をもたらした。こうした時代の変化に対応すべく新たな知的財産戦略が求められる中、権利を適切に保護しつつ、著作物の円滑な利用を促進するための法制度についての検討が重要となる。円滑な利用を阻害する要因としては、①著作者や著作権者の情報や所在が判明しないこと、②仮に判明した場合であっても利用するための手続が煩雑であることが挙げられており<sup>1)</sup>、その解決が求められている。

著作物利用許諾（ライセンス）申請の始まりは、権利者を探すことである。利用者は権利者を探して、許諾を得なければならないし、権利者またはその代理人としても、利用条件を確定するために連絡を受けなければならない。そのため、コンテンツの合法的な流通を促進するためには、まず可能な限り多くの、できれば全てのコンテンツの著作権情報を集約し提供することが求められる。いわゆる「孤児著作物」が問題になったのも、権利者の身元確認が困難なこと、権利帰属関係の情報の入手が困難なこと、権利帰属に関する既存の情報源に制限があることで、権利者の身元または所在の確認が困難であるという事情からであり、権利情報の集約・拡大は、孤児著作物問題の解消にもつながる。

---

1) 「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書」（情報通信総合研究所、2013年）1頁

しかし、オンライン著作権市場が急成長し、オンラインワンストップライセンスによる利用許諾手続きの簡素化で費用を減少することが技術的に可能であるにもかかわらず、その実現にはまだ障害が存在する。ライセンスの始まりである包括的かつ信頼性のある著作権情報DBがないからである。一方、韓国及び英国においては、上記阻害要因①と阻害要因②を同時に解消するための取組みとして「デジタル著作権取引所 (Digital Copyright Exchange)」と「著作権ハブ (Copyright Hub)」が開始され、著作権情報データベース (以下「著作権情報DB」) の構築、オンラインワンストップライセンス、権利者不明著作物の法定利用許諾申請などの機能を提供している<sup>2)</sup>。両国とも包括的で信頼性のある著作権情報DBの構築から取り組みを始めているところは、これから日本においてコンテンツ流通促進のための諸制度を検討するときに、大きな示唆を与えるものである。

先行研究の結果、オンライン著作権市場成長の障害となっている著作物の煩雑な利用許諾手続きを簡素化することで、取引費用を減少させ、合法利用を促進するためには、まず、包括的で信頼性のある著作権情報統合DBの構築が必要であることがわかった。一からDBを構築するにせよ、既存の関連DBを集約・連携するにせよ、包括的で統合的な著作権情報DBの構築のためには、そこに含まれているデータが網羅的であり、かつ信頼性が確保されなければならない。包括的で統合的な権利情報DBを一から構築することは容易ではないため、既存のDBを連携しつつ、DBがない分野のDBを新規に構築していくことが考えられる。

特に、公的な著作権登録制度により登録された情報を活用することが考えられる。ただ、ベルヌ条約上、著作権の発生は無方式主義 (5条2項) であり、登録は不要であるため、著作者に登録を強制することはできない。そのため、著作権登録制度を設けている国々においても、その登録は任意である。ベルヌ

---

2) 張睿暎「デジタルコンテンツの流通促進に向けた制度設計～韓国・英国のデジタル著作権取引所 (DCE) 構想及び欧米の動向からの示唆～」著作権研究第42号 (2016年4月) 117-160頁

条約加盟国の中には、著作権登録制度を設けている国と設けていない国が混在する<sup>3)</sup>。著作権登録制度のない英国<sup>4)</sup>では「著作権ハブ (Copyright Hub)」が、著作権登録制度のある韓国では「デジタル著作権取引所 (Digital Copyright Exchange)」が登録制度とともに、コンテンツ流通促進のための著作権情報DBを構築する機能を担っている。著作権制度の設計も様々で、国によって登録により与えられる効果も異なり、著作者または著作権者にとっての登録のインセンティブには違いが見られる。

文化庁が運用している著作権登録制度は、登録対象が網羅的ではなく、登録に時間や費用がかかるという限界があり、現在のところ登録のメリットはあまり大きくない。コンテンツ流通促進のための著作権情報DBを構築する際に著作権登録制度を活用するためには、既存の著作権登録制度に網羅性・利便性を持たせ、DBを充実化させることが必要である。そのためには登録のインセンティブを与えることが考えられ、その制度設計には、諸外国における著作権登録制度の運用実態及び課題が参考になるだろう。研究対象国は多岐にわたるところ<sup>5)</sup>、本稿では、とりわけ日本及び米国における著作権登録制度を比較分析し、コンテンツ流通促進の前提となる著作権情報統合DBの構築を視野に入れて、著作権登録制度の課題を考察する。

- 
- 3) 登録制度を設けていない国として、英国、デンマーク、フィンランド、オランダ、スイス、チェコ、ギリシャ、シンガポールなどがある。登録制度を設けている国としては、米国、ドイツ、オーストリア、ロシア、中国、韓国などがあるが、その制度の中身は様々である。半田正夫＝松田政行『著作権法コンメンタル2 [26条～88条] (第2版)』(勁草書房、2015年) 920-921頁。なお、インド、フランス、ベネルクス三国、中国の著作権登録制度もしくは類似制度に関しては、河野登夫他8人「諸外国における著作権の登録制度」パテント64巻12号(2011) 74-80頁を参照。
  - 4) 英国は1908年にベルヌ条約を仮締結し、1911年著作権法で登録制度を廃止した。Benjamin Kaplan, "Registration of Copyright", Copyright Office Study No.17 (1958)
  - 5) 本研究は、科学研究補助費(基盤研究C課題番号16K03445)の研究助成による3年計画のものであり、研究対象国は、米国・韓国・中国・英国・フランス・ドイツを予定している。

## 2. 日米の著作権登録制度の概要

### (1) 日本の著作権登録制度の概要

#### 1) 登録制度の関連規定

日本の著作権法は17条2項で無方式主義を規定しており、著作権及び著作隣接権の取得に登録は必要ない。しかし、権利の保全や権利移転等の対抗要件を付与するために、75条から78条の2（著作権登録）、88条（出版権登録）、104条（著作隣接権登録）にて登録制度を設けている<sup>6)</sup>。

##### ①実名の登録（75条）

無名又は変名で公表された著作物の著作者はその実名（本名）の登録を受けることができる。無名又は変名で公表した著作物の著作者が申請できるのが原則であるが、著作者が遺言で指定する者も申請できる。この登録を受けると、登録を受けた者が、当該著作物の著作者と推定される（75条3項、14条）。その結果、著作権の保護期間が公表後50年間から、実名で公表された著作物と同じように著作者の死後50年間となる（52条2項2号）。さらに、無名又は変名の著作物の発行者がその権利を保全する場合の特例となる（118条1項）。

##### ②第一発行年月日等の登録（76条）

著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができる。この登録を受けると、反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定される。後日、同様のプログラム著作物について著作権侵害の紛争が発生し、どちらが先に創作したかが争われる場合に、この登録を受けておくと訴訟上有利である。著作権法上は、不動産登記制度におけ

---

6) 半田＝松田・前掲注3) 905-953頁；作花文雄『詳解著作権法（第4版）』（ぎょうせい、2010年）462-464頁；「登録の手引き～著作権に関する登録をお考えの方へ～」（文化庁長官官房著作権課、2015年）7頁を参照。

る保存登記のような制度がないため、この登録または後述の創作年月日の登録を受けることにより、登録に係る作品が法的保護を受ける著作物であること、あるいは登録に係る権利者が著作権者であることを事実上公示する効果を期待して申請する者も少なくない<sup>7)</sup>。

### ③創作年月日の登録(76条の2)

プログラムの著作物の著作権者、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができる。この登録制度はプログラムの著作物に固有の制度として1985年の著作権法改正で新設された制度である。プログラムの著作物の中でも、相当部数が販売されるプログラムであれば、前条の第一発行年月日の登録を受ければいいが、発行や公表を予定せずに創作されることが多いプログラムに関しては、本条の登録を受けることができる。この登録を受けると、反証がない限り登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定され、後日紛争が生じた場合に、訴訟上有利になる。なお、この登録は創作されてから6ヶ月以内に登録することができ(76条の2第1項)、仮に申請者が創作年月日を真の創作日より前に遡らせて申請しようとしても、その範囲は最大6ヶ月に制限される。

### ④著作権の移転等の登録(77条)

著作権の譲渡等、又は著作権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は著作権の登録を受けることができる。登録権利者及び登録義務者の共同申請が原則であるが、登録権利者の単独申請も可能である。この登録を受けると、権利の変動に関して第三者に対抗することができる。この対抗要件としての登録制度は、不動産物権変動の場合の対抗要件としての登記と同様の効力を有する(民法177条)。例えば、Aが自己の著作権をXに譲渡した後、Yにも二重譲渡し、Yが登録した場合、Yが背信的悪意者である場合

---

7) 作花・前掲注6) 463頁；著作権登録による権利帰属の推定により、差止請求や損害賠償請求といった手続において必要とされる要件の認定を容易にすることがある。詳しくは、菱沼剛「著作権の登録による権利の帰属に関わる一応の推定」知的財産法政策学研究Vol.14(2007)257頁以下を参照。

など特別な事情がない限り、Xは自己が先に譲り受けたとしてYに対抗することはできない。

#### ⑤ 出版権の移転等の登録（88条）

出版権の譲渡等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができる。登録権利者及び登録義務者の共同申請が原則であるが、登録権利者の単独申請も可能である。この登録を受けると、権利の変動に関して第三者に対抗することができる。

#### ⑥ 著作隣接権の移転等の登録（104条）

著作隣接権の譲渡等、又は著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は著作隣接権の登録を受けることができる。登録権利者及び登録義務者の共同申請が原則であるが、登録権利者の単独申請も可能である。この登録を受けると、権利の変動に関して第三者に対抗することができる。

## 2) 登録手続

登録の詳細な手続きは、文化庁長官官房著作権課発行の「登録の手引き～著作権に関する登録をお考えの方へ～」(2015年)に詳細に紹介されている。

### ① 事前相談、申請書等のチェック<sup>8)</sup>

はじめて登録する場合は、著作物全般については文化庁長官官房著作権課へ、プログラムの著作物については一般財団法人ソフトウェア情報センター(SOFTIC)へ申請書案及び添付書類をFAXで送り、事前相談することが勧められる。

### ② 申請方法

申請の際は、申請書・明細書・必要な添付書類・その他証明資料などの必要書類一式<sup>9)</sup>に登録免許税<sup>10)</sup>(収入印紙)を添えて、著作物全般については文化庁

---

8) 文化庁・前掲注6) 9頁

9) 文化庁・前掲注6) 14頁に詳細な一覧が記載されている。

10) 文化庁・前掲注6) 77頁

長官官房著作権課へ、プログラムの著作物については一般財団法人ソフトウェア情報センターへ提出する<sup>11)</sup>。受けつけた申請書等が審査を経て登録又は却下されるまでの標準処理期間は30日であるとされる。

### ③補正・却下

受けつけた申請書等に不備が発見された場合、職権補正（誤字脱字の修正等の軽微な補正）又は即日補正（2日以内に申請者が補正）できる場合を除き、原則として却下処分とされる。この場合、申請書等はそのまま返却される。却下事由は次のとおりである。

- 1 登録を申請した事項が登録すべきものでないとき
- 2 申請書が方式に適合しないとき
- 3 登録の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関する登録がされている場合において、次に掲げる事由があるとき
  - ・申請書に記載した登録義務者の表示が著作権登録原簿等と符合しないこと（当該登録義務者が登録名義人の相続人その他の一般承継人である場合を除く）
  - ・申請者が登録名義人である場合において、その表示（当該申請が登録名義人の表示の変更又は更正の登録である場合におけるその登録の目的に係る事項の表示を除く）が著作権登録原簿等と符合しないこと
  - ・申請書に記載した著作物の題号若しくは実演、レコード、放送番組若しくは有線放送番組の名称、登録の目的に係る権利の表示又は登録番号が著作権登録原簿等と符合しないこと
- 4 申請書に必要な資料を添付しないとき
- 5 申請書に登録の原因を証明する資料を添付した場合において、これが申請書に記載した事項と符合しないとき
- 6 登録免許税を納付しないとき

---

11) プログラムの著作物に関する登録事務は、「プログラムの著作物にかかる登録の特例に関する法律」5条1項により、文化庁長官の指定する公益法人（登録指定機関）に行わせることができるとされており、1987年4月より、「財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）」がプログラム登録事務を行っている。

#### ④取下げ

申請については、登録又は却下が行われるまでの間は、申請者の申し出により申請の取下げを行うことができる。

### (2) 米国の著作権登録制度の概要

#### 1) 登録制度の関連規定

著作権登録申請を行うためには、申請者が著作物の写しを数部、著作権登録機関である著作権局 (Copyright Office) に預託しなければならない。預託制度は、著作物を特定すること、連邦議会図書館の預託要件を満たすことを目的としている。登録と預託は、米国著作権法401条から412条に定められており<sup>12)</sup>、そのうち408条から412条が登録制度に関する規定である<sup>13)</sup>。日本法と異なり、著作権法の条文の中に手続きも規定されている。なお、譲渡証書その他の文書の登録 (205条) 制度もあるが、著作物の登録 (registration) と異なり、著作権に関する文書を著作権局に登録 (recordation) するものである。

#### ①著作権登録の総則 (408条)

著作物の著作権者または排他的権利者は、1978年1月1日より前に著作権が確保された発行著作物または未発行著作物に対する著作権については最初の保護期間の存続中いつでも、上記日以後に著作権が確保された著作権についてはその存続期間中いつでも、納付物 (408条) ならびに申請書 (409条) 及び手数料 (708条) を提出することにより、著作権主張の登録を受けることができる。

---

12) 米国著作権法の和訳は、公益社団法人著作権情報センター外国著作権法一覧>アメリカ編 (山本隆司訳、2009年11月) を参照した。<http://www.cric.or.jp/db/world/america.html> (最終訪問日2017.9.30.)

13) 米国では、「貧者の著作権 (poor man's copyright)」と呼ばれる慣例が一部で行われてきた。これは、自らが著作者であることや創作日を確認するために、自分の作品のコピーを密封して自分宛に郵送することで、その創作事実を証明しようとするものである。米国著作権法にこのような取扱いを認める条項はなく、これをもって著作権局に対する正規の登録に代えることはできない。<https://www.copyright.gov/help/faq/faq-general.html> (最終訪問日2017.9.30.)

かかる登録は、著作権による保護の条件とならない(408条(a))。

著作権登録のためには、(1)未発行著作物の場合、完全なコピーまたはレコード1部、(2)発行著作物の場合、最良版の完全なコピーまたはレコード2部、(3)合衆国外で最初に発行された著作物の場合、当該発行された完全なコピーまたはレコード1部、(4)集合著作物への寄与物の場合、当該集合著作物の最良版の完全なコピーまたはレコード1部を納付しなければならない(408条(a)、ただし同条(c)に例外あり)。

著作権登録の訂正または強調のための補完的登録も可能であるが、補完的登録に含まれる情報は、先の登録に含まれる情報を補足するものであり、これに代わるものではない(408条(d))。未発行の形態で既に登録された著作物の最初に発行された版については、発行された著作物が未発行版とほぼ同一であっても、登録を行うことができ(408条(e))、商業的頒布を目的として作成中の著作物の予備登録も可能である(408条(f))。

## ②著作権登録の申請(409条)

著作権登録の申請は、著作権局長が定める様式でなされるものとし、以下を含まなければならない。

- (1)著作権主張者の名称及び住所
- (2)無名著作物または変名著作物以外の著作物の場合、著作者の名称及び国籍または住所、ならびに著作者の一または複数が死亡している場合にはその死亡日
- (3)著作物が無名著作物または変名著作物の場合、著作者の国籍または住所
- (4)職務著作物の場合、その旨の記述
- (5)著作権主張者が著作者でない場合、主張者が著作権を取得した経緯についての簡潔な記述
- (6)著作物の題名及び著作物を特定することのできる以前のまたは他の題名
- (7)著作物の創作が完了した年
- (8)著作物が発行された場合、最初に発行された日及び国
- (9)編集著作物または二次的著作物の場合、当該著作物が依拠したまたは包含する既存の著作物の特定及び登録を受ける著作権の主張に含まれる追加的

素材についての簡潔な一般的記述

(10)第601条により合衆国内でコピーを製造することが必要となる物品を含む発行著作物の場合、かかる物品につき第601条(c)に定める工程を行った個人または団体の名称及び上記工程が行われた場所

(11)その他、著作権局長が、著作物の作成もしくは特定または著作権の存在、帰属もしくは存続に関わると判断する情報

なお、本条の申請書またはかかる申請に関して提出する書類において重大な事実に関して故意に虚偽の表示を行う者は、2500ドル未満の罰金に処される(506条(e))。

#### ③著作権主張の登録及び証明書の交付(410条)

登録申請されたものは、審査の結果、納付された物品が著作権の対象となるものであり、その他の法的及び形式的要件を満たす場合は、それを登録し、著作権局の印章を付した登録証明書を申請者に交付しなければならない。証明書は、登録番号及び登録発効日と共に、申請書に記載された情報を含むものとする(410条(a))。一方、納付された物品が著作権の対象でなく、またはその他の理由により主張が無効であると判断する場合には、登録を拒絶するとともに、拒絶の理由を書面にて申請者に通知しなければならない(410条(b))。

いかなる司法手続きにおいても、著作物の最初の発行から5年以内になされた登録の証明書は、著作権の効力及び証明書に記載された事実の一応の証拠となる。その後になされた登録の証明書に与えられる証拠能力については裁判所の裁量による(410条(c))。

著作権登録の発効日は、著作権局長または管轄裁判所が登録につき受理できると判断する申請書、納付物及び料金が、著作権局にすべて受領された日とする(410条(d))。

#### ④登録及び民事の侵害訴訟(411条)

米国を本国とする著作物についての著作権侵害の民事訴訟は、著作権主張の予備登録または登録がなされるまでは、提起することはできない(106A条(a)に基づく著作者の権利侵害につき提起された訴訟を除く)。また、登録に必要な納付物、申請書及び料金を適切な形式で著作権局に提出し、かつ、登録が拒絶されたと

きには、申請者は、侵害の通知を訴状の写しとともに著作権局長に送達することにより、著作権侵害の民事訴訟を提起することができる(411条(a))。

登録証明書は、情報の誤りの有無にかかわらず、民事の侵害訴訟及び第412条(法定損害賠償金または弁護士報酬)の要件を満たすが、(A)不正確であることを知りながら著作権登録の申請書に不正確な情報を含めており、かつ(B)情報が不正確であることを著作権局長が知っていれば登録を拒否したであろう場合はその限りではない(411条(b)(1))。

音声、映像またはその双方を含む著作物で、その送信と同時に最初に固定されたものの場合、事前の侵害通知、最初の送信から3ヶ月以内に著作物のための登録をすれば、第501条に基づく侵害訴訟を提起し、また、第502条ないし第505条及び第510条に規定する救済を完全に受けることができる(411条(c))。

#### ⑤侵害に対する一定の救済の前提条件としての登録(412条)

第106A条(a)に基づく著作権者の権利に対する侵害につき提起された訴訟、侵害の開始前に第408条(f)に基づき予備登録されていた著作物の著作権であって、著作物の最初の発行から3ヶ月以内または著作権者が侵害を知ってから1ヶ月以内のどちらか早い方に登録発効日を有している著作権の侵害に対する訴訟、または第411条(c)に基づき提起された訴訟を除く本編に基づくすべての訴訟においては、以下のいずれかの場合、第504条及び第505条に定める法定損害賠償金または弁護士報酬は認められない。

(1)未発行著作物に対する著作権の侵害で、登録の発効日前に開始されたものの。

(2)著作物の最初の発行の後であってかつ登録の発効日の前に開始された著作権の侵害。ただし、登録が著作物の最初の発行後3ヶ月以内になされた場合を除く。

## 2) 登録手続

著作権者(排他的ライセンスを有する者を含む)は、著作物(未発行著作物も可)に係る登録申請をすることができる。登録申請者は、1)409条の必要事項を適切に記入した著作権登録申請用紙、2)登録に係る著作物の預託<sup>14)</sup>(408

条(b)、3)出願に係る登録手数料の3つの書類を揃えて著作権局長宛に送付しなければならない。登録は、通常登録以外にも、更新登録(1978年以前のもの)、補正登録、集合登録、予備登録があり、提出物が異なってくる。

申請用紙は、著作物の種類毎に用紙の形式が異なるため、著作権局から郵送してもらうか、インターネット([www.copyright.gov/forms/](http://www.copyright.gov/forms/))で入手する。主な用紙の形式は次のとおりである。

- ・ Form TX：非演劇的言語著作物
- ・ Form VA：視覚芸術(絵画、図形及び彫刻の著作物)
- ・ Form PA：舞台芸術(音楽著作物、演劇著作物、ならびに無言劇及び舞踊の著作物)
- ・ Form SE：定期刊行物
- ・ Form SR：録音物
- ・ Form RE：更新登録
- ・ Form GATT：権利回復著作物
- ・ Form CA：登録事項の訂正補充

なお、2008年7月1日からオンライン申請が可能になった。オンラインで申請を行う場合は、1)e-Copyright Office([https://eco.copyright.gov/eService\\_enu/start.swe](https://eco.copyright.gov/eService_enu/start.swe))にログインし、2)必要事項を入力し、3)登録手数料をクレジットカード、電子小切手または著作権局のデポジットアカウントにて支払い、4)著作物をアップロードまたは必要に応じて別途著作権局に郵送する。オンライン申請できる著作物は、言語著作物(Literary works)、視覚芸術著作物(Visual arts works)、舞台芸術著作物(Performing arts works)、録音物(Sound recordings)、映画著作物(Motion pictures)、定期刊行物の単号(Single serial issues)に限られ、当該著作物は以下のいずれかのものでなければなら

---

14) 通常2部であるが、未発行の場合、米国外で最初に発行されたものの場合及び集合著作物の寄与物の場合などには1部で足りる。未発行の場合を除き、発行された最良版(best edition)を添付しなければならない(著作権法408条(b))。納付された複製物は返却されず、その所有権は米国政府に帰属する(704条(a))。山本隆司『アメリカ著作権法の基礎知識(第2版)』(太田出版、2008)62頁

ない。

(i) 単一の著作物

(ii) 同一の著作者であり、同一の著作権者が保有する未発行著作物の集合体

(iii) 同一の著作権者が保有し、一体として発行される複数の発行著作物

登録費用は、通常登録の場合、書面提出で85ドル、オンライン提出で35ドル(単一出願)、または55ドル(それ以外)となっており、オンライン申請の方が安くなっている(2014年5月1日発効<sup>15)</sup>)。オンライン申請の場合、登録手数料が書面申請より割安であり、手続期間も短縮され、オンライン・ステータス・トラッキング・システムによる経過確認やクレジットカード等による支払いが可能である上に、添付すべき著作物を電子ファイルにより納付することが可能なので、書面申請より容易であるといえる。

著作権登録申請に対する審査は、納付物に創作性(originality)があるかどうか、また1976年著作権法に基づく法的及び形式的要件を満たしているかどうかの2点についてのみ判断される。申請から通常9ヶ月以内(ただし、書面による申請の場合は通常18ヶ月以内)程度で、著作権登録証(certificate of copyright registration)が発行される。しかし、訴訟目的、税関目的及び契約上の期限履行など特別な事情のある場合には、特別取扱いを申し込めば申請から5日程度で入手することができる。特別取扱いには、1件あたり800ドルの追加手数料が必要である。

2005年の著作権法改正(The Artists' Right and Theft Prevention Act of 2005)では、著作権登録前の著作権侵害に対する救済のための予備登録手続きが導入された(408条(f))。予備登録をするためには、1)未発行の著作物で、2)商業目的の頒布のために準備され、3)商業流通が許諾される前に侵害された経歴があると著作権局長が判定した種類の著作物であることである(408条(f)(1)(2))。なお、4)著作物を予備登録した者は、発行から3ヶ月以内に著作物を登

---

15) Copyright Office > Fees. <https://www.copyright.gov/docs/fees.html> (最終訪問日 2017.9.30.)

録しなければならない(408条(f)(3))。予備登録はオンライン(<https://www.copyright.gov/prereg/>)で行い、著作物の複製物の添付は不要である。予備登録があれば、本登録がなされる前に著作権侵害訴訟を提起することができる(411条(a))。ただし、発行後3ヶ月以内でかつ侵害発見後1ヶ月以内に著作権本登録をしなければ、発行前または発行後2ヶ月以内の侵害に対する著作権侵害訴訟は却下される(408条(f)(4))。

登録の詳細な手続きは、米国著作権局の「著作権実務概要(第3版)(Compendium of Copyright Office Practices, Third Edition)」(2014年12月)に詳細に紹介されている。「著作権実務概要」は、著作権法及び連邦規則第37章(37 C.F.R. § 201.2(b)(7))に関連する著作権登録の管理マニュアルである。機関職員に法定義務について指示を与え、機関慣行及び関連する法の支配に關して著作権申請者、実務者、学者、裁判所及び一般市民に専門ガイドラインを提供するためのものである。

なお、2017年6月1日、米国著作権局は「著作権実務概要(第3版)」の改訂草案を公開した。今回の改訂は、著作権局の実務や手続きを全般的に見直し、フォーマットを変更し、オンラインでもオフラインでも読みやすくしたほか、著作権局のウェブサイトなどへのリンクも改善した内容になっている。この改訂草案は2017年7月30日までパブリックコメントを受け付けて、同9月27日に最終案が発効した<sup>16)</sup>。

### 3. 日米の著作権登録制度の論点別比較

#### (1) 登録できる対象

登録できる対象に関しては日米の違いが見られる。日本においては実名登録、第一発行年月日等の登録、創作年月日の登録、著作権・出版権・著作隣接権の

---

16) Copyright Office Updates the Compendium of U.S. Copyright Office Practices, Third Edition. <https://copyright.gov/comp3/announcement.html>; Compendium Table of Contents <https://www.copyright.gov/comp3/> (最終訪問日2017.9.30.)

移転等の登録が可能である。未公表のものは登録できず、作品そのものの登録やライセンス登録もできない。

米国においては、著作物を作成したこと自体を登録することができ、すべての著作物について著作権登録できる。408条(a)では、(1)未発行著作物、(2)発行著作物、(3)合衆国外で最初に発行された著作物、集合著作物への寄与物が挙げられている。著作物は無名・未公表のものも登録でき、譲渡・利用許諾<sup>17)</sup>・その他当該著作権に関するその他の権益に関する譲渡、派生著作物及び集合著作物の一部の登録も可能である<sup>18)</sup>。

## (2) 登録の容易性

登録申請の容易性に関しても、違いが見られる。日本は書面申請のみであるが、米国は書面申請だけでなく、オンライン申請可能である。

日本においては、書面申請のみ可能であるうえに、著作物ごとに申請するので、その手続きに手間がかかる。例えば、10曲入りの音楽CDアルバム1枚について著作権移転の登録をするには、曲ごとに分け、かつ歌詞と楽曲を分けて、別々に明細書を作成して申請することになるので、20件の申請になる。著作権隣接権の登録も含めるとその件数は倍に増える。移転登録の免許税額は18,000円なので、CD1枚分の移転登録で72万円もかかることになる。手間と費用をかけて登録するメリットがなくなるのである<sup>19)</sup>。そのためであるか、日本における著作権登録件数は少ないといえる。プログラム著作物以外の著作物の著作権登録状況または登録申請状況については、近年は公表されていないようであるが、参考までに、77条の登録申請件数として公表されている直近の数字を見る

17) 米国では、205条に基づく著作権に関連する文書の登録 (recordation) にて、著作権の移転だけでなく、ライセンスの登録も可能である。

18) マーシャル・A・リーファー [牧野和夫訳] 『アメリカ著作権法 Understanding Copyright Law』 (レクシスネクシス・ジャパン、2008年) 390-392頁参照

19) 作花・前掲注6) 29-32頁；福井健策＝北澤尚登「著作権登録の実務的研究－登録制度は使えるのか/どう使うべきか/どう改善すべきか－」知財管理60巻2号(2010年2月) 219頁

と、2001年に499件、2002年に181件、2003年に301件である。また、同条に関するプログラム著作物の登録申請件数は、2012年に51件、2013年に68件、2014年に69件であった<sup>20)</sup>。

米国においては、書面申請とオンライン申請の両方が可能である。オンライン申請の場合、書面申請より割安な登録手数料、手続期間の短縮、オンライン・ステータス・トラッキング・システムによる経過確認、クレジットカード等による支払い、添付すべき著作物の電子ファイルによる納付が可能なので、書面申請より登録が容易であるといえる。手続きの容易性や費用を考えると、日本でもオンライン申請を可能にすべきであろう。

### (3) 登録情報の信頼性

基本的に日米とも著作権登録の内容に関して、登録・審査の主体である文化庁も米国著作権局もいわゆる形式審査を行うのみである。

日本では、はじめて登録する場合に文化庁長官官房著作権課（プログラムの著作物については一般財団法人ソフトウェア情報センター）に事前相談することが勧められている。これは申請書や添付書類等の書式に関するものであり、対象著作物の著作物性や著作者性そのものを審査するものではない。登録の手引きには、アイデアなど明白に著作物にならないものは登録できない旨が記載されている<sup>21)</sup>。審査はいわゆる形式審査であり、法令の規定に従った方式により申請されているかなど却下事由に該当しないかどうかをチェックするものである。そのため真にその日に第一発行がなされたかや真にその当事者間で権利の移転があったのかなどの審査までは行わない。添付書類は公正証書として作成する必要もない。事実と異なる書類を提出して文化庁に事実でない内容を登録させた場合、「公正証書原本不実記載等の罪（刑法157条）」に問われる可能性があるとされる。

米国では、著作権局の記録の正確性と完全性を促進するため、1976年著作権

---

20) 半田＝松田・前掲注3) 926頁

21) 文化庁・前掲注6) 2頁

法で、登録において著作権登録申請者が情報を訂正または補充する手続きを著作権局長が定めることを認めている<sup>22)</sup>。米国著作権法410条(a)の下では、著作権登録審査官は、預託物が著作権の対象となっており、その他の法的かつ形式的要件を充足している場合、その審査後に著作権登録申請を登録しなければならない<sup>23)</sup>。その反面、著作権登録申請が無効な場合には、著作権登録審査官は登録を拒絶でき、裁判所は、著作権登録申請を拒絶する場合には著作権登録審査官の判断に従う。著作権登録申請の審査は著作権局審査部によって行われ、その調査は、預託された資料と著作権登録申請書の審査に限定されている。審査官は、申請書の明らかな不一致を調査するが、申請書に書かれた事実関係を検証するものではない<sup>24)</sup>。著作権登録申請書またはかかる申請に関して提出する書類において重大な事実に関して故意に虚偽の表示を行う者は、2500ドル未満の罰金に処される(506条(e))。

#### (4) 登録情報の検索、利用者の利用便宜

登録情報の検索に関しては、日米共に書面だけでなくオンライン検索手段を設けているが、その使い勝手は異なる。

日本においては、登録原簿は一定の手数料<sup>25)</sup>を支払うことにより、誰でもそ

22) 17 U.S.C. § 408(d); 37 C.F.R. § 201.5 (1987年法) 参照。1909年法にはこのような条項は存在しなかった。前掲注18) 384頁注18

23) 著作権局は「疑いの法理」という解釈上の原則を採用してきたが、それは審査の過程においては消極的な役割を果たしてきた。「疑いの法理」の下では、同様の状況で著作権登録のために預託された資料が著作権による保護可能な対象となるか、規定上のその他の法的・形式的な要件が満たされているかについて、適当な裁判所が取るであろう終局的な措置について合理的な疑いが存在するとしても、著作権局は著作権登録をしなければならない。リーファー・前掲注18) 387頁注50

24) 「著作権実務概要第3版 (Compendium of Copyright Office Practices, Third Edition)」Chapter 602参照。著作権局によって行われる調査は、特許局が行う先行技術の調査や商標局が行うような登録商標の類似調査とは若干異なる。また著作権局は、争いのある申請者同士の優先関係を調整する制度を設けていない。

25) 著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付1通につき1,600円、著作権登録原簿等

の登録事項記載書類等を請求し、閲覧（著作権登録原簿等附属書類のみ）することができる。申請の際には、登録事項記載書類等の交付又は閲覧（著作権登録原簿等附属書類）を希望する登録の登録番号を特定する必要がある。登録番号特定のために、文化庁は「著作権登録状況検索システム」（<http://www.bunka.go.jp/eGenbo4/>）を提供している。当システムにて、登録番号、登録年、題号、著作者名等で、1971年以降の登録情報を検索することができる。ただし、このシステムによる検索で検索結果に表示されるのは、登録番号・登録年月日・題号・著作者名・著作権か著作隣接権かの種類・受付番号のみであり、著作物の内容や具体的な登録内容（その登録が創作年月日の登録なのか、移転登録なのか等）については確認することはできない。プログラムについては創作年月日の登録ができるが（76条の2）、その他の著作物一般に関しては創作年月日の登録ができないため、権利者が未公表の段階で創作時を立証することもできず、利用者が特定著作物の創作年月日を調査したい場合や、創作の前後関係が争われる場合などにも登録情報検索による解決はできない。またライセンス登録もできないので、日本における「著作権登録状況検索システム」は、その用途が制限されるといえる。

米国において1790年から2016年までに著作権局に登録された作品数は37,301,162件であり、2016年だけで414,269件である<sup>26)</sup>。著作権登録情報の検索のためには、議会図書館の著作権カードカタログを閲覧することが可能であり<sup>27)</sup>、議会図書館ホームページのパブリックカタログのうち著作権カタログ

---

の附属書類の写しの交付1通につき1,100円、著作権登録原簿等の附属書類の閲覧1件につき1,050円である。文化庁・前掲注6) 77頁

26) "Fiscal 2016 annual report"(United States Copyright Office) p.17 <https://www.copyright.gov/reports/annual/2016/ar2016.pdf>; 米国著作権局は、すべての納付、著作権登録、譲渡証書登録その他処分の記録を作成しかつ著作権局に保管し、また、かかる記録の索引を作成しなければならない（705条(a)）。

27) 自ら著作権登録情報を調査したくない人に対しては、著作権局の証明文書課が有償で登録情報を検索した上で、当該著作物にかかる著作権の権利状況や権利関係に関する報告書を出すことになっている。Circular 22 "How to Investigate the

ページ (<http://cocatalog.loc.gov/>) で、タイトル、著作者名、著作権登録番号、キーワード等により1978年から現在までの登録情報を検索することができる<sup>28)</sup>。検索結果には、著作物の種類・登録番号・登録日・題号・説明・著作権者・創作日・発行日・最初発行国・著作者名(国籍含む)・著作権者名・住所・連絡先など申請様式の記載事項(409条)が表示され、日本の「著作権登録状況検索システム」より幅広い情報を確認することができる。

### (5) 登録の利点と効力：事実の推定、公示力、第三者対抗力、訴訟における効力

日米両国における登録の効果も異なる。どちらも、一定の事実を推定する効果等があるが、登録が侵害訴訟提起や法定損害賠償の要件として機能するのは米国のみである。

日本において、実名の登録(75条)は、当該著作物の著作者と推定され、著作権の保護期間が公表後50年間から著作者の死後50年間と延長される効果がある。また、発行者による権利の保全(118条)を排除して、自ら権利侵害に対処できるようになる。第一発行年月日等の登録(76条)は、登録された年月日が最初の発行日又は公表日と推定され、保護期間が「公表後50年」であるものについては、その起算点が明確になる。創作年月日の登録(76条の2)は、登録された年月日が創作日と推定され、保護期間が「創作後50年」であるものについては、その起算点が明確になる。第一発行年月日等の登録(76条)と創作年月日の登録(76条の2)は、登録された作品が法的保護を受ける著作物であること、あるいは登録権利者が著作権者であることを事実上公示する効果を期待できるかもしれない。著作権・出版権・著作隣接権の移転等の登録(77条、88条、104条)を受けると、権利の変動に関して第三者に対抗することができる。

---

Copyright Status of a Work" <https://www.copyright.gov/circs/circ22.pdf> (最終訪問日2017.9.30.)

28) 1978年以前に登録された情報は、Copyright Public Records Reading Roomで見つけられる。Circular 23 "The Copyright Card Catalog and the Online Files of the Copyright Office" <https://www.copyright.gov/circs/circ23.pdf> (最終訪問日2017.9.30.)

条文の「第三者に対抗することができない」の意義について、著作権法には特に定義がないが、民法177条とまったく同じ文言であることから、民法における第三者対抗要件と同様に考えられている<sup>29)</sup>。

文化審議会著作権分科会報告書（平成16年）では、「著作物等に係る登録制度全般について」と称する第2章IIで、「著作物等に係る登録申請件数は、年間1400件前後で推移しており、著作権等の取引や発行（公表）、創作の現状を考えると件数が多いとはいえない。現状では、著作物等に係る登録の申請を行うのは、登録によって得られる法的効果を必要とする者に限られており、例えば著作権の譲渡の登録（第77条）については、著作権の譲渡契約時に譲渡人による二重譲渡等の心配がなければ権利変動の効力を主張する必要が生じないので、登録申請が行われていないという状況がある<sup>30)</sup>」としている。

米国においても著作権登録は任意の制度であり、多くの著作権者は、登録をしない<sup>31)</sup>。しかし、任意であるとはいえ、登録人には重要なメリットがあり<sup>32)</sup>、日本よりはるかに多い件数の登録が行われている。著作権登録の効果として、1) 著作権の申請に係る公の記録が残る点、2) 著作権の有効性の推定を獲得できる点、3) 米国の著作物に係る侵害訴訟を提起する権利を確保できる点、4) 著作権侵害に関する法定損害賠償及び弁護士費用賠償が可能となる点、5) 登録（recordation）がなされている場合のみ、著作権局の文書記録は、当該記録文書記載の事実に関する擬制通知となりうる点である。登録は比較的安価で

---

29) 詳細は、半田＝松田・前掲注3) 921-922頁参照。

30) 文化審議会著作権分科会報告書（平成16年1月）37頁。 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h1601\\_shingi\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h1601_shingi_hokokusho.pdf)（最終訪問日2017.9.30.）

31) 唯一の例外は1978年以前に著作権表示なしで発行された著作物である。1978年以前の著作物については、1976年著作権法が著作権者に対して次の期間を申請するために更新登録をすることを必要としていた。1992年法により、1978年以前の著作物で、1963年から1978年の間に発行された著作物の著作権登録は自動的に更新されるようになった。更新登録は、現在は任意になっている。17 U.S.C. § 304(a)

32) リーファー・前掲注18) 385頁

あり、特許権登録と異なって著作権の有効性について審査がないこともあり、こうした実質的な利点は登録の強い動機になる。登録の効力は、著作権登録証が発行された時点で発生するのではなく、申請要件を備えた適切な申請がなされた時点で発生するとされる(410条(d))。登録の効果は、登録申請された著作物のみならず、申請人の有する原著物にも及ぶと解されている<sup>33)</sup>。

登録の効力を詳細にみると<sup>34)</sup>、まず、著作権登録は、1)著作権の申請に係る公の記録が残る点で、訴訟の場面でないとしても、著作物性及び著作者性に関する一応の主張をすることができる。

2)著作物の発行5年以内に著作権登録がなされれば、その著作権登録証に記載された事項及び著作権の有効性について事実の推定証拠となる。著作権登録により挙証責任が転換され、法律上の推定を受けることができる(410条(c))。登録により著作物の出所や権利の有効性に関する推定が付与されるので、仮処分を求める原告にとって利益となる。もし、登録が5年以降になされた場合は、裁判所は、著作権登録が証拠上どの程度重要かを判断する裁量を持つ(410条(c))。

3)ベルヌ条約加盟国で作成された著作物については、著作権登録は侵害訴訟提起の要件ではないが<sup>35)</sup>、米国内で作成・発行された著作物については、著作権登録が著作権侵害訴訟の前提要件となる。106A条(a)に定める視覚的芸術著作物を除き(411条(a))、この要件は絶対的である。当事者は登録要件について権利放棄することはできず、一度登録がなされると、登録の前後に発生した全ての侵害行為に対して訴訟を提起することができる。

4)登録は著作権侵害に関する法定損害賠償及び弁護士費用賠償の前提要件となる(412条)。412条により著作権の予備登録が認められており、それによって、著作権登録が侵害行為発生の前になされていれば、法定損害賠償及び弁護士費

---

33) Streetwise Map, Inc. v. Vandam, Inc., 159 F.3d 739 (2d Cir. 1998); Abend v. MCA, Inc., 863 F.2d 1465 (9th Cir. 1988)

34) リーファー・前掲注18) 388-390頁；山本・前掲注14) 59-60頁参照。

35) ベルヌ条約加盟国の著作物に関しては、1989年3月1日以降、著作権登録は侵害訴訟の前提要件ではなくなったが、未だベルヌ条約加盟国に出所を有する著作物の法定損害賠償には、著作権登録が必要である。

用の賠償が認められる。著作権登録以前の侵害に対しては、①未発行著作物に対する著作権の侵害で、登録の発効日前に開始されたもの、もしくは②登録が著作物の最初の発行後3ヶ月以内にされず、侵害が著作物の最初の発行の後で開始された場合は認められない。実務的には、412条は予備登録の強い促進剤といえる。場合によっては著作権者にとって法定損害賠償(504条(c))が唯一可能な救済手段となり得るからである。

5)登録(recordation)がなされている場合のみ、著作権局の文書記録は、当該記録文書記載の事実に関する擬制通知となりうる。205条に基づく著作権に関連する文書の登録(recordation)にて、著作権の移転だけでなく、ライセンスの登録も可能である。登録(recordation)の一定の要件を満たすと、対象文書の記載事項について第三者の悪意が擬制される(constructive notice、205条(c))。著作権の二重譲渡においては、第一譲渡の登録(recordation)が一定の要件を満たし、かつ譲渡後1ヶ月以内(米国外では2ヶ月以内)または第二譲渡より前に行われていれば、第一譲渡が優先する。それ以外は、善意等の要件を満たし、先に登録(recordation)していれば第二譲渡が優先する(205条(d))。米国においては、独占的ライセンスは著作権譲渡と同視されるので(101条参照)、本項は譲渡と独占的ライセンスの競合にも当てはまる。著作権譲渡の登録(recordation)より後に譲渡人が行った非独占的ライセンスは、譲受人に対抗できない(205条(e))。

#### 4. 著作権登録制度のさらなる活用のための提言

前述したように、日米の著作権登録制度は、その内容や効力において様々な違いがみられる。特に、著作権者の登録のインセンティブという観点からみると、登録できる対象の範囲、登録の容易性、オンライン申請や検索の可能性、登録に与えられる法的効果などにおいて、米国の著作権登録制度は登録者に様々なインセンティブを与えており、日本の著作権登録制度の改善の参考になると思われる。

著作権登録システムは、より効率的で整備された著作権市場をもたらす。著作権登録システムは、権利を取得しようとする者が著作物の権利状況を把握す

る際の情報入手の手段になり、権利の譲受人が登録済み著作権の有効性を信頼し、権利の移転や譲渡、著作権の利用許諾(ライセンス)が推進される。しかし著作権登録は任意であり、著作者・著作権者に著作権登録を促すためには、一定のインセンティブが必要であるところ、米国の登録制度に比べると日本の登録制度は、登録のインセンティブが少ないことがわかった。

日本の著作権登録制度の見直しについては、すでに何度か検討が行われてきた。平成15年の司法救済制度小委員会では、著作権登録制度のあり方として、「(1)ビジネス・ニーズ：簡便・強力な権利保有立証手段、(2)適用範囲：著作物の作成自体についての登録制度の追加、(3)所要時間：特別扱い制度の導入、(4)法的効果：著作権の成立及び記載事項の真性についての法律上の推定、(5)虚偽申告：罰則の導入」が専門家意見<sup>36)</sup>として提案されていた。

平成16年の文化審議会著作権分科会報告書<sup>37)</sup>では、著作物流通促進の観点から、新たな登録制度創設の必要性などについて検討を行った結果として、①創作年月日の登録の対象となる著作物をプログラムの著作物以外に拡大する件に関しては、「登録制度の活用状況、登録の効果等を総合的に勘案すると、現状において、現行制度創設時の理由を否定すべき特段の状況の変化は認められないことから、創作年月日の登録の対象となる著作物を拡大する必要性は乏しいと考えられる」と結論付けた。②登録原簿の調製に関しては、「登録原簿について帳簿をもって調製することとしている現行制度については、コンピュータ時代に合わせた検索しやすい媒体をもって調製できるように変更することが適当である」とされた。

さらに、平成17年の文化審議会著作権分科会答申<sup>38)</sup>では、「1 今後の登録制

---

36) 山本隆司「著作権登録制度の見直しについて」司法救済制度小委員会第2回(平成15年6月27日)参考資料2。http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/bunka/gijiroku/012/03081901/010.htm(最終訪問日2017.9.30)

37) 文化審議会著作権分科会報告書(平成16年1月)37-38頁。http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/pdf/h1601\_shingi\_hokokusho.pdf(最終訪問日2017.9.30)

38) 文化審議会著作権分科会(平成17年1月24日)I 著作権法に関する今後の検討課題

度の利用の促進を図る観点から、登録手続の電子化の推進に関して検討する。2 共有著作権、著作物の『利用権』及びライセンシーの保護に係る制度整備等との関連で、登録制度を見直すとともに、原始的著作権者の登録制度の創設等に関して検討する」とされた。

このような一連の検討にもかかわらず、著作権登録制度の改正はされていない。大きな変化といえ、平成25年1月より著作権登録情報は文化庁において全て電子情報で保管・管理することになり、「著作権登録状況検索システム」で登録番号を検索できるようになった<sup>39)</sup> ことぐらいである。著作権情報の電子化は時代に合わせた改善であったとして、それでもまだ日本の著作権登録制度に対しては、米国著作権登録制度との比較の観点から、制度改善の必要性を指摘する意見がある。例えば、「日本の著作権登録は、利用できる範囲が狭く、あまり法的効力がないにもかかわらず、文化庁との事前打ち合わせ(受理審査)のほか数ヶ月の処理期間が必要であり、ビジネスにあまり役立たないように思われる。米国の著作権登録は、日本からも簡単に行うことができ、著作権登録証は日本での裁判においても権利保有の証拠として強力な立証手段<sup>40)</sup> となるので、実務において多いに利用しうるものである」という評価<sup>41)</sup> や、作品登録を認め、登録に対する効果として、出版権以外には、明確な対抗要件具備制度が存在しないことも指摘し、ライセンスの登録を対抗要件とし、登録やオンライン検索の利便性を高めようという意見<sup>42)</sup> である。

まさにその通りであり、著作権登録を促進するためには、(1)登録できる対象

---

3 契約・利用(3)登録制度の見直し。 [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/05012501/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/05012501/002.htm) (最終訪問日2017.9.30.)

39) 長官官房著作権課「著作権登録情報が電子化されます」文化庁月報平成24年11月号(No.530) [http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou\\_geppou/2012\\_11/series\\_09/series\\_09.html](http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2012_11/series_09/series_09.html) (最終訪問日2017.9.30.)

40) ジョイサウンド仮処分事件(東京高決平成9・8・15)では、米国著作権登録に強い事実上の推定力を認めている。

41) 山本・前掲注14) 60-61頁

42) 福井=北澤・前掲注19) 215-220頁

を拡大し、(2)オンライン申請や検索など登録と利用の利便性を高め、さらには(3)登録に一定の法的効果を付与しなければならない。登録する側にとってメリットがないと、わざわざ時間と費用をかけて登録しないからである。

より長期的な観点で、コンテンツ流通促進のための著作権情報統合DBとの連携を視野に入れると、さらなる制度改善が求められる。その際、英国における著作権ハブ及び韓国におけるデジタル著作権取引所が推進しているオンラインワンストップライセンスの取組みが大きな示唆を与える。オンラインワンストップライセンスは、手続きの簡素化による費用減少で、特に少額利用許諾の効率的な取引を可能にする。そして、オンラインワンストップライセンスシステムを構築するためにはまず、信頼性のある包括的な著作権情報DBが必要であることは前述した。

特に日本が優先的に取り組むべきことは、信頼できる包括的な著作権情報DBの構築である。まずは、既存の権利情報の集約を試み、権利情報のない分野での新規登録を促すことで、著作権情報DBを拡大しなければならない。音楽分野など民間の権利情報DBが進んでいる分野における民間DBの連携はもちろん、文化庁の著作権登録情報を充実させることも必要である。

そして、そうするためには、登録のインセンティブを与えなければならない。インセンティブを与えるための制度改善は、(a)登録・検索のオンライン化など技術的な部分と、(b)登録に対する法的効果の付与など立法的な部分があるところ、まずは、すぐ始められる技術的な分野から進めるべきであろう。

なお、文化庁では、平成27年度に「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する検討会」を行い<sup>43)</sup>、平成29年度には、「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」(2016年5月～2018年3月末)を実施している。音楽分野に限られるものではあるが、「現在、我が国には著作物に関する権利情報を網羅的に集約したデータベースは存在せず、著作物を利用する

---

43) その結果として、平成27年度文化庁調査研究事業「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究報告書」[http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28\\_riyoenkatsu\\_kanrikatsuyo\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_riyoenkatsu_kanrikatsuyo_hokokusho.pdf)(最終訪問日2017.9.30.)

際の許諾窓口が不明なため、権利処理が煩雑な状況にある」ことを認め、「コンテンツの創作サイクルの基盤を整備するため、権利情報を集約し権利処理を円滑化するプラットフォームの構築のための実証事業」を行うことには大いに意義があると思われ、その結果が注目される。